

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業として社会的責任を果たし、株主や消費者、取引先、社員など企業を取り巻くあらゆる利害関係者から信頼されることが企業価値の継続的な向上に不可欠であると認識しております。そのためにはコーポレート・ガバナンスの構築が経営上の重要課題であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社TKO	21,213,600	42.03
日本創発グループ従業員持株会	10,188,725	20.19
株式会社ウイコホールディングス	1,440,000	2.85
中田 久士	1,213,200	2.40
仲田 広道	1,110,700	2.20
林 基史	913,660	1.81
藤田 一郎	626,804	1.24
鈴木 隆一	550,000	1.09
村田 健	448,000	0.89
林 健二	400,000	0.79

支配株主(親会社を除く)の有無	――
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

大株主の状況は2020年12月31日現在の状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	24 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野沢 佳津夫	他の会社の出身者											
瀬島 仁志	他の会社の出身者											
寺田 正主	弁護士											
篠崎 祥子	他の会社の出身者											
菅波 希衣子	他の会社の出身者											
儘田 佳代子	税理士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野沢 佳津夫	○	○	特記事項はありません。	他社における代表取締役としての会社経営の実績、また当社が属する業界における豊富な経験と幅広い見識に基づき、有益なご意見や率直なご指摘をいただくことにより、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資すると判断し、社外取締役・監査等委員に選任しております。また、当社と特別の利害関係もないことから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

瀬島 仁志	○	○	特記事項はありません。	金融機関における長年の経験と財務及び会計に関する豊富な知見を基に監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資すると判断し、社外取締役・監査等委員に選任しております。また、当社と特別の利害関係もないことから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
寺田 正主	○	○	特記事項はありません。	法律の専門家としての幅広い知識と見識を有しており、これらの経験、知見を基に当社の経営の監査及び監督機能の強化に適任であると判断し、社外取締役・監査等委員に選任しております。また、当社と特別の利害関係もないことから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
篠崎 祥子	○	○	特記事項はありません。	国際的に展開する企業のブランディング戦略の専門家であり、女性起業家として独立したのちは、数多くの企業の海外戦略に携わっており、当社が属する業界に関しても幅広い見識を有しております。これらの経験、知見を基に監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資すると判断し、社外取締役・監査等委員に選任しております。また、当社と特別の利害関係もないことから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
菅波 希衣子	○	○	特記事項はありません。	他社において代表取締役社長として会社経営を行っております。会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、有益なご意見や率直なご指摘をいただくことにより、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資すると判断し、社外取締役・監査等委員に選任しております。また、当社と特別の利害関係もないことから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
儘田 佳代子	○	○	特記事項はありません。	過去に会社経営に関与された経験はありませんが、税理士であることから、企業会計に関しての高い専門性と豊富な経験を有しております。監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資すると判断し、社外取締役・監査等委員に選任しております。また、当社と特別の利害関係もないことから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	6	2	0	6	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

監査等委員の職務を補助するため、監査等委員室を設置し、監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会と協議し適切なスタッフを配置する。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人は綿密に連絡を取り、情報交換を行っています。監査等委員は、当社取締役会に出席し、また当社グループの取締役および役職員から、経営執行状況等を把握しております。また、内部監査の業務については、監査等委員、内部監査室、会計監査人が連携し、内部監査の質的向上及び効率化を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

6名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の限度内で、当社グループの持続的な成長と社会的な存在価値及び企業価値の向上に資するよう、期ごとに基本報酬と株式報酬の構成割合及び役位ごとの報酬額について、各役員の職務、実績等を総合的に勘案し、適切、公正かつバランスの取れたものとするにしております

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である取締役が存在していないため、個別の報酬は開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役を補佐する専従スタッフは現在おりませんが、常に有効な職務環境が整備されるよう、監査等委員室を設置しております。また、必要な資料・情報は定期的に管理本部が提供・報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 取締役会

当社の取締役会は取締役11名、うち監査等委員である社外取締役6名の体制となります。取締役会は経営上の最高意思決定機関として当社及びグループ会社の経営戦略に基づいた経営の重要事項について審議決定を行うとともに、法令及び定款に定められた事項を決議し、それに基づ

いた業務執行状況を監督しております。

2. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、経営の透明性と客観性を担保するため監査等委員の全員が社外取締役で構成され、取締役の職務執行と執行役員の業務執行の状況を監査・監督しております。

また、内部統制システムの構築・運用状況について内部監査室から監査計画および監査結果の報告を受け、必要がある場合は内部監査室等に対して調査を求める等、実行的な連携が図れる体制をとっております。

3. 会計監査人

当社は、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査人についてPwCあらた有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。当該監査人とは監査等委員会と連携を保ち、各四半期の決算における四半期レビューまたは期末監査終了後、監査報告会を開催し、会計監査人より監査結果の報告を受けるとともに、重要な会計に関する検討課題については随時意見交換し、検討するなど、相互に連携・協力し、監査の効率性・実効性を高める努力を行っております。

4. 内部監査室

代表取締役社長の直轄機関として内部監査室を設置し、当社における経営諸活動全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と有効性の観点から監査・評価し、その結果に基づく情報の提供並びに違法性・準拠性に基づいた是正・改善・合理性への助言・提案を行います。

また、同時に監査等委員、監査等委員会および会計監査人と連携し、監査効率及び質的向上を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会の監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、迅速な意思決定と業務執行により経営の機動性の向上が図れると判断したため、監査等委員会設置会社制度を採用しております。

また、当社の監査等委員会は、全員が社外取締役であり、経営の透明性と客観性が担保され、監視・監督機能が確保されていると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知を法定期日（総会開催の2週間前）より早く発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避し適切な日を設定するとともに、交通の便が良い会場を設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算、本決算発表後にアナリスト・機関投資家向けに説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、株主通信、その他適時開示資料等を適宜に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の経営理念、グループ中核概念に明記しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	森林管理協議会（FSC）による森林認証制度の加工、流通過程の管理認証（COC認証）を取得し、環境保全活動を推進しております。また、CSR活動の一環として、「公益通報者保護法に則った企業倫理ヘルプライン」及び「セクハラ・人間関係ホットライン」を設置し、法令遵守を図っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、各ステークホルダーに対し、透明性及び公平性を確保するため、適時情報開示を行っていくとともに、ホームページ上に適宜にIR情報等を掲載しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他当社およびグループ各社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり、整備しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、法令、定款および行動規範等の社内規程に従い、取締役の職務執行を監督する。

(2) 管理本部は、コンプライアンスへの取組みを全社横断的に統括し、コンプライアンスの徹底を図る。

(3) 内部監査室は、監査を通じて各事業部門の職務の執行が法令、定款および社内規程に適合しているか否かを定期的または随時に当社およびグループ各事業部門に対する監査を実施し、その結果を内部監査室長が必要に応じて取締役会および監査等委員会に報告する。

(4) 代表取締役社長が、随時「行動規範」および「法令遵守」の精神を役職員に伝えることにより、その精神をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

(5) 役職員の法令上疑義のある行為等については、外部通報窓口として設置された企業倫理ヘルプラインにより内部者通報制度を運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は取締役会議事録、稟議書、その他重要な職務執行に係る情報が記載された文書を、関連資料とともに、適切に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

管理本部は、経営に係るリスク全般を管理する組織として「危機管理規程」、「リスク管理規程」等に基づき経営における財務リスクおよび業務リスク等の危機管理等を総括的に管理し、全社の統制リスク管理の状況を検証し、各リスクに対応し、その結果を定期的に取締役会および監査等委員会に報告する。

また、個人顧客および取引関係者などの情報資産をあらゆる脅威から守ることが当社の重要な責務であるとの認識に基づき、「個人情報保護規程」および「ネットワーク管理規程」等を制定するとともに、必要な対策を実施する。

さらに、有事の場合には、代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会については、「取締役会規程」に基づきその適切な運営を確保するため、定例の取締役会を3カ月に1回以上開催し、また、必要に応じて随時に取締役会を開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督を行うこととする。

(2) 取締役会は、経営計画を策定するとともにその執行を監督する。毎事業年度においては、経営計画との整合性を持たせた全社予算と事業部門別重点施策を策定し、各事業部門を担当する取締役はその実現のため、最も効率的な業務執行制度を決定するとともに、その執行に関し責任を有する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長の直轄組織である内部監査室の内部監査により、使用人の職務執行につき法令、定款、社内規程等の遵守状況を監査する。また、外部通報窓口として設置された企業倫理ヘルプラインによる内部者通報制度により、コンプライアンス体制を強化する。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」を制定し、子会社に対し、重要な案件に関する事前協議等、当社の関与を義務付けるほか、同規程に定める一定の事項について、定期および随時に当社に報告させる。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社は、当社の定める「危機管理規程」、「リスク管理規程」等に準拠し、グループ一体となってリスクマネジメントの一元的な運用管理を行う。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社は、「職務権限規程」を制定し、意思決定を効率的に行うほか、グループ共通の社内イントラネットを活用し、業務の効率化に必要となる情報インフラの整備、構築を図る。

(4) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の内部監査室は、子会社の業務状況の内部監査を実施し、「内部監査規程」に従い随時、代表取締役社長へ報告する。また、当社管理本部は、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を対象部署に対して行う。

(5) その他の業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の自主性、独立性を尊重しつつ、その事業運営の支援、育成を目的として、経営全般にわたる管理を実施する。

当社企業グループは、当社および子会社の営業、生産、管理等の部門において、横断的な組織として、情報交換や共有化を図るとともに、重要な問題点についての審議を通じて業務の適正な運営を実現する。

7. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1) 監査等委員会の職務を補助するため、役員室を設置し、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会と協議し適切なスタッフを配置する。

(2) 監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会の指示に基づき、監査等委員会の監査に係る権限の行使を補助する。

8. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）から監査等委員会補助者の独立性及び指示の実効性に関する事項

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）から監査等委員補助者の独立性及び指示の実効性を確保するために、監査等委員補助者の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。

(2) 監査等委員会の職務を補助する使用人の監査に係る指示の実効性を確保するための社内規程の整備等を行う。

9. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

(1) 当社及びその子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告するための手続を整備し、また、監査等委員会が必要とする情報を適宜提供する。

10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査等委員会に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止するとともに、子会社においてもその徹底を図る。

11. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査等委員の職務の執行上必要と認められる費用について予算化し、その前払等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じることとする。

(2) 緊急または随時に支出した費用については、事後の償還請求に応じる。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の向上を図る。

(2) 財務報告の信頼性確保および金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法および他関係法令等との適合性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たないことを基本方針とする。

また、反社会的勢力に関する情報収集に努め、部署間での連携を密にし、所轄警察署・弁護士等外部専門機関との連絡体制を築いた上で、反社会的勢力との取引の防止に努め、関係を遮断していく体制を整備する。

(2)反社会的勢力排除に向けた整備状況

イ. 反社会的勢力に対する当社の姿勢を「行動規範」に規定し、対応方法等に関しては、「反社会的勢力対応規程」に規定している。これらは共にイントラネット等により役職員に対し開示を行い、反社会的勢力排除に関する基本方針の徹底を図る。

ロ. 所轄警察署および株主名簿管理人等から関連情報を収集し、不測の事態に備え、最新の動向を把握するよう努める。

ハ. 反社会的勢力に対する対応は管理本部を窓口とし、当社が入手した情報を一元的に統括・管理し、各部署での対応に関する指導・支援を行うとともに、経営に関わる重要な問題として認識した場合には、迅速に経営陣に報告する体制をとっている。

Vその他

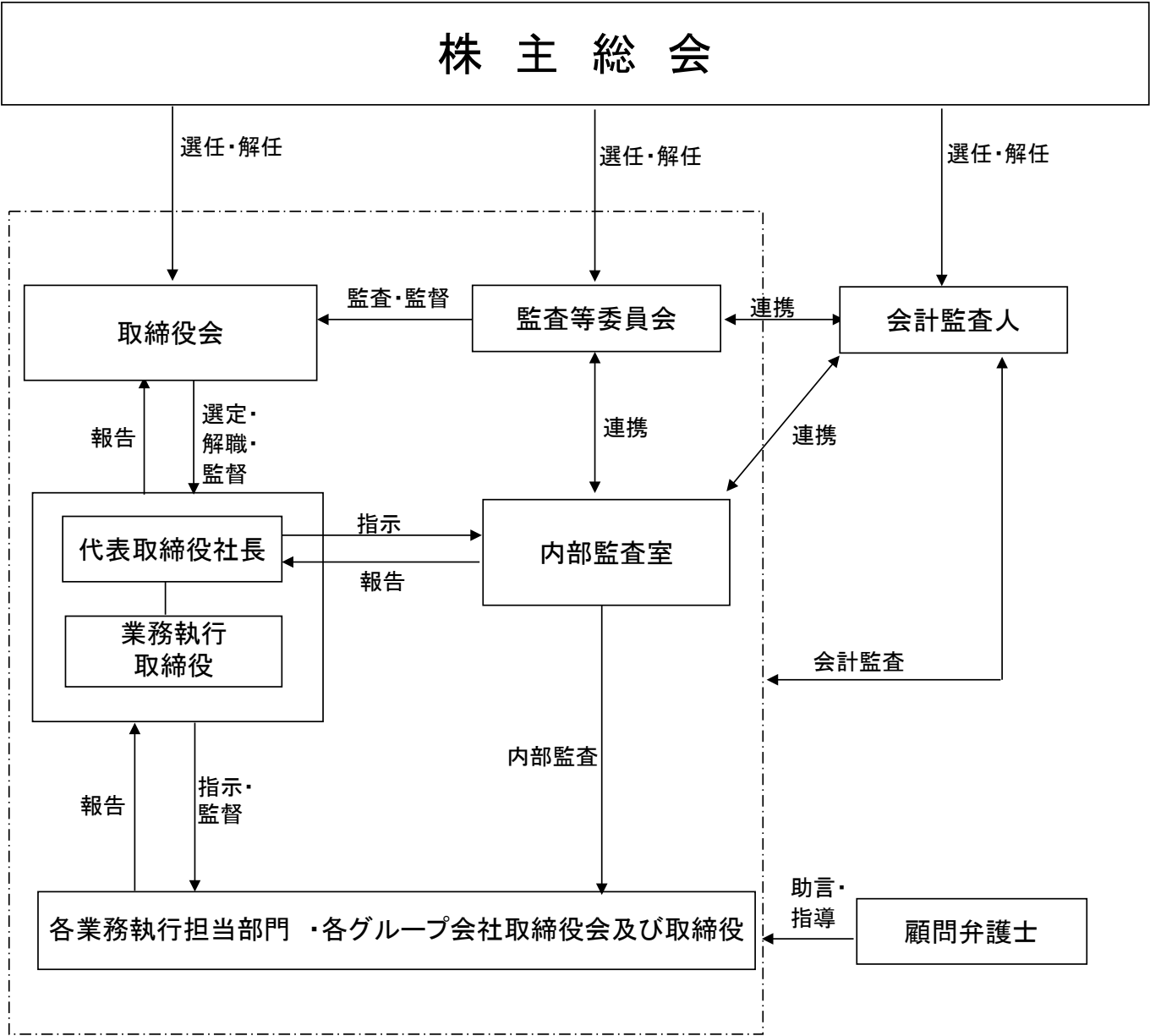
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<カバナンス体制>



<適時開示体制の概要>

当社は、東京証券取引所の「適時開示等規則」において適時開示を義務づけられる情報及びこれに該当しなくとも開示することが当社に対する投資者にとって有用であると判断される情報について、適時適切な開示を行うため「適時開示規程」及び「インサイダー取引防止に関する規程」にて内部情報の報告手順及び情報管理について定め、当社及び当社グループ会社において、決定または発生した重要事実については情報取扱責任者へ報告され、情報取扱責任者が一元的に把握、管理し適時開示を行う体制を整備しております。

1. 決定事実に関する情報につきましては、適時、取締役会を開催し決定しております。また、決定された重要事実については、代表取締役及び情報取扱責任者が検討し開示が必要と判断した場合、速やかに開示を行っております。
2. 発生事実に関する情報につきましても、代表取締役社長及び情報取扱責任者にてその情報の内容を検討し、開示が必要と判断した場合は速やかに開示を行っております。
3. 決算に関する情報については、決算取締役会において、承認後速やかに開示を行っております。

